

都道府県の国民の保護に関する計画の変更

令和2年7月10日の閣議において、青森県の都道府県の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定しました。

- ・ 都道府県は、必要に応じて国民保護計画を変更しており、計画の変更に当たっては、軽微な変更を除き、内閣総理大臣への協議が必要とされている。
- ・ 今般、青森県から、計画の変更に関する内閣総理大臣への協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

都道府県の国民保護計画の変更概要

都道府県国民保護計画の変更

【青森県】

- ・ 県対策本部の体制の変更

県危機対策連絡室の構成員が、より機動的に事案に対処できるよう変更されたため、県国民保護計画に反映するもの。

- ・ 避難の指示に係る配慮事項

原子力施設周辺地域にコンクリート建屋が少ないとの地域の状況を踏まえ、武力攻撃原子力災害発生時における木造等建物への屋内避難について、配慮事項として追記するもの。